

○岩手県警察機動隊の運営に関する訓令

(昭和54年2月26日岩手県警察本部訓令第5号)

(概要)

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第26条に規定する岩手県警察機動隊の運営に関し、必要な事項を定めたものである。